

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

八重瀬町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

沖縄県島尻郡八重瀬町

3 地域再生計画の区域

沖縄県島尻郡八重瀬町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は右肩上がりに増加を続けています。2019年度の人口は31,475人、世帯数は、12,342世帯となっており、1世帯あたりの人員は2.55人となっています。2015年度から2019年度の5年間で約1,479人、世帯数も約1,015世帯増加し、1世帯あたりの人口が減少していることから単身世帯化や核家族化の進行がうかがえます。

生産年齢人口は1980年から2015年の25年間で11,896人から17,489人へ、約5,593人増加していますが、2010年には年少人口と高齢人口の数が逆転し、2015年の年少人口は4,742人、高齢人口は5,458人となり、年少人口の減少、高齢人口の増加が見られ、少子高齢化が進展しています。

社会動態について、転入者が転出者を400人以上と大きく上回り、社会増の傾向が続き、2016年は435人の社会増となっています。しかし、男女ともに「15歳～19歳→20歳～24歳」の年代で大幅な転出超過となっていますが、20歳代後半から40歳代にかけての生産年齢人口では転入超過となっております。

自然動態について2019年は85人の自然増となっています。婚姻件数・率は、ともに増加傾向にあり、2019年では、出生数が359人、出生率も11.3%と全国平均を上回っている状況です。死亡数は274人となっており、増加の傾向が見られます。また合計特殊出生率をみると、2013年から2017年の間では2.15と沖縄県全体(1.82)や全国(1.36)よりも高い値を示しています。

本町においては、現在人口が増加している地域であり、国の推計では2060年に31,114人、人口ビジョンでは2060年に34,941と推計されており、引き続き人口は増加することが見込まれます。しかし、高齢化は進展しており、また人口が減少に転じた場合は、地区ごとの人口格差、地域コミュニティの衰退や経済活動の低下など、まちの機能維持に重大な懸念が生じる可能性があり、今のうちから対応することが必要です。

これらの課題に対応するため、本計画において、次の事項を基本目標として掲げます。

- 基本目標 1 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶え、
いきいきと活躍できるまち
- 基本目標 2 新しいひとの流れをつくり、都市と集落の共存するまち
- 基本目標 3 八重瀬町を舞台にチャレンジするひとや企業を応援し、
新たな雇用を創出する
- 基本目標 4 ひとと自然が共生し、調和のとれた安全・安心なまち

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	合計特殊出生率	1.97	2.1	基本目標 1
	理想的な子どもの数、現実的に持つ予定の子どもの数	—	理想と持つ予定の差を縮小	
	待機児童数	159人	0人	
イ	社会移動（人口の社会増）	182人	500人	基本目標 2
	北部地区の土地利用計画の策定	—	計画策定	
	八重瀬町の観光入込客数	20万人	68万人	
ウ	新規就農者数	36人	5年間で50人	基本目標 3
	町の就業率	—	50%	
	特産品開発とPR	—	5品（1品/年）	

	町内従業者数	6,108人	7,330人	
エ	拠点機能の整備	0	1	基本目標 4
	八重瀬町を誇りに思うと考える町民の割合	65.9%	85%	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

八重瀬町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶え、いきいきと活躍できるまちづくり事業

イ 新しいひとの流れをつくり、都市と集落の共存するまちづくり事業

ウ 八重瀬町を舞台にチャレンジするひとや企業を応援し、新たな雇用創出事業

エひとと自然が共生し、調和のとれた安全・安心なまちづくり事業

② 事業の内容

ア 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶え、いきいきと活躍できるまちづくり事業

- ・子育てブランドの確立による子育てしやすさナンバー1のまちづくり、すべての子どもが幸せに暮らせる環境づくり、教育環境の向上と機会の創出、将来も安心できる高齢者福祉の充実に取り組む。

【具体的な事業】

- ・子育て支援員等を配置し、子育てにかかわる課題など総合的に支援する。

- ・情報通信技術を活用し、各学校のニーズに合わせた遠隔授業を推進等

イ 新しいひとの流れをつくり、都市と集落の共存するまちづくり事業

- ・町内外からの宅地需要に答えるべく、良好な住環境づくり、観光の振興による交流人口の増加、地域の文化や伝統芸能を活用したコミュニティの活性化に取り組む。

【具体的な事業】

- ・良好な住環境を形成し、町内外の宅地需要に取り組む。
- ・南部広域で連携した観光振興の推進等

ウ 八重瀬町を舞台にチャレンジするひとや企業を応援し、新たな雇用創出事業

- ・一次産業の振興によるしごとづくり、商工業の強化と振興、八重瀬町の資源を活かした観光産業の振興、女性が子育てしながらでも働きやすい環境づくりに取り組む。

【具体的な事業】

- ・農業の生産基盤整備等により生産性を高め、農家の所得を向上
- ・現状の商工業の強化と、新たな産業の創出等

エ ひとと自然が共生し、調和のとれた安全・安心なまちづくり事業

- ・集落空間の生活利便性の向上、新市街地の生活利便性向上、南部広域の拠点づくり、コミュニティ活動の強化に取り組む。

【具体的な事業】

- ・様々なひとが安全・安心・快適な暮らしを享受可能なまち
- ・増大する自動車交通に依存しすぎない新交通システムの導入に向けた交通環境の創造・検討等

※詳細は「八重瀬町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

680,000 千円（2020 年度～2024 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

本事業の推進にあたり、評価検証委員会等を設置し、毎年度3月に意見を求め、検証を行い、検証後は速やかに八重瀬町公式ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで